

第 2 回国民生活・社会統計ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 平成29年 7 月 7 日（金） 14:00～16:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（座長）、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子

【審議協力者】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、神奈川県、奈良県

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）：澤村統計審査官、宮内企画官

4 議 事

（1）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

（2）その他

5 議事概要

（1）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

ア 労働力調査

事務局及び総務省統計局から資料 1 に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・失業者の定義等の見直しについては、現場としてはスムーズに移行してもらうことが重要なので、よろしく願いしたい。
- ・調査対象者に、失業者の定義等の見直しを分かりやすく説明するようお願いしたい。
- ・失業者の定義等の変更を統計利用者に情報提供をしてもらいたい。

《座長のまとめ》

→失業者の定義等が変更となるので、統計利用者への分かりやすい情報提供をお願いしたい。基本的な考え方（案）のとおりで整理したい。

イ 労働統計の改善（労働力統計と毎月勤労統計）

事務局、総務省統計局及び厚生労働省から資料2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・米国のBLS（労働統計局）は、日本とは比べものにならないほどのインフラがあるので、目指すところが高すぎると先に進まない。現時点で、労働力統計と毎月勤労統計において実現できることを考える必要がある。両統計の違いなどをどう表記するかといった点について、専門家の研究会を立ち上げて検討していただくのが良い。
- ・両統計の有機的な統合をどのように実現するかは難しい課題である。まずは、両統計において、何ができそうかといった観点から、検討することが重要である。
- ・両統計調査の調査項目は、かなり異なっており、労働時間ぐらいいし重複していない。米国では世帯統計と事業所統計で調査項目がかなり重なっているため、有機的な統合が成り立つのではないかと思う。公表の仕方だけで問題が解消できるものではなく、調査項目の設計のところから、賃金をどう捉えるかを考える必要があるのではないか。
- ・委員意見の背景は、日本の統計が縦割りであるため、公的統計として横割りで有効利用できないかということかと思う。それをどこまで実施できるかは、調査実施部局と相談しながら現実的な対応を考える必要がある。ただ、調査項目の設計にまで踏み込むことは難しいので、まずは、労働関連統計として両統計の違いなどを示していくのではないか。
- ・両統計とも、毎月、アクチュアルに労働市場の実態を捉えるという点で共通しているので、両統計で分かることをアピールするような見せ方の工夫の余地はあると考える。

《座長のまとめ》

→基本的な考え方（案）に、両統計の比較可能性が向上する観点を加えることについて検討したい。

ウ 統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインの改正

事務局及び総務省政策統括官室から資料3-1、3-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・労働者の区分等については、根幹の指標なので丁寧に見直しの検討を進めていることは評価できるが、実際の適用に時間がかかり過ぎているという批判を受けないように説明しておくことも重要である。
- ・客観的な基準で労働者の区分等を定義することは評価できるが、処遇を客観的に説明するとはどういう意味か。例えば、地域限定正社員はどう区分されるのか。

→処遇については、呼称にかかわらず、正社員と転勤や残業などの扱いが違っているケースがあるので、そこで区分している。地域限定正社員は、会社側が正社員と同じ扱いとしていけば、正社員となる。今後、雇用契約期間を有期と無期に区分して把握することにより、より客観性が高まると考えている。

- ・個人レベルの賃金の調査としては、賃金構造基本統計調査しかないが、同調査においても、派遣先の事業所では派遣労働者の賃金は把握できない。同一労働同一賃金を考える場合、同じ事業所で直接雇用と間接雇用の賃金を比較することが必要だが、事業所レベルでは間接雇用の把握が困難なため、同一事業所内で直接雇用と間接雇用の労働者の賃金を比較するための方法を工夫する必要がある。
- ・府省横断的にガイドラインに沿って、労働者の区分等の見直しを進めていくことが重要なので、基本的な考え方(案)については、関係府省がガイドラインの適用を検討するのではなく、実際に適用していくことを記載すべきである。

《座長のまとめ》

→基本的な考え方(案)については、委員から御指摘があったガイドラインの適用の箇所を修正したい。

エ 船員労働統計調査

事務局及び国土交通省から資料4-1、4-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・国土交通省がグラフで示した近年における変動係数の安定化傾向は、船舶ごとの平均賃金の安定化傾向である。船員の賃金を推定することが目的であるならば、船舶ごとの平均賃金の散らばりだけでなく、船舶内の賃金の散らばりもサンプルサイズの算定に当たって考慮すべきではないか。

→標本設計の見直しについては、現在、調査研究を行っているので、指摘された観点も含めて検討していきたい。

- ・派遣船員が多くなっている中で、現行の調査設計では派遣船員のデータが欠落しており、正確な調査結果とはならないことから見直しが必要となっている。そういう意味で、賃金構造基本統計調査を含めた、他統計との有効な連携、行政記録情報の積極的な活用が必要ではないか。また、一般統計調査化の方向に安易に進むのは適切ではない。このため、基本的な考え方(案)については、「一般統計調査化」の文言を、「他統計との統合、行政記録情報の活用」の後にした方が良いのではないか。
- ・派遣船員の実態把握については、派遣元を調査することを考えるべきである。また、その際には、派遣船員の派遣先も把握するようにすべきである。

→派遣船員の実態を把握できていないことから、派遣元へのヒアリングを行ったが実態を把握することが難しい状況である。引き続き検討していきたい。

- ・見直しの方向の根拠が産業構造の転換により、船員業が終息段階であるとすれば、政策的な手当をしなければならないし、きちんと船員労働統計調査で把握する必要があるのではないか。

《座長のまとめ》

→標本設計については、まずは基幹統計としての目的をきちんと整理して、それに応じて現行の船舶を抽出対象とするのか、事業所を抽出対象に切り替えて、賃金構造基本統計調査と同じ調査設計にするかどうかを検討する必要がある。基本的な考え方（案）については、委員から御指摘があった一般統計調査化の順番の箇所を修正したい。

オ 賃金構造基本統計調査

事務局及び厚生労働省から資料5に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・回収率を考慮した労働者数の推計方法を検討することとしているが、同時に、賃金、労働時間の平均値の偏りについても検証が必要ではないか。
- 賃金、労働時間についても、問題がないか検証したい。
- 非回収がランダムで発生しているならば、ウェイトを調整すれば問題はないが、回収に偏りがある場合、回収率との関係でどのような偏りが生じているか検証することが必要である。
- ・労働者の抽出については、電子的なデータでの報告も可能であるならば、報告者負担の軽減となるよう、抽出された事業所内の全労働者を報告する方法も考えられるのではないか。
- 労働者の抽出については、一部の事業所が実態上全労働者を報告することはあるが、賃金台帳から転記できない職種や学歴などの項目があるため、抽出された事業所の全労働者を対象にすることは難しいのではないか。
- ・雇用形態が多様化している中で、短時間労働者についても学歴を把握する必要があるのではないか。また、学歴区分については、「短大、高専」（専門学校もこの区分に該当）がひとくくりになっているが、専門学校を卒業した者が多くなっていることや他統計では細分化されてされていることから、本調査においても細分化する必要があるのではないか。
- 短時間労働者の学歴については、今後、試験調査を実施して検証したい。学歴区分については、調査票のスペースの関係から増やすことは難しい。
- ・学歴区分については、短大、高専と専門学校は質的にも異なるので専門家の意見を聞いて検討するのが良いのではないか。

《座長のまとめ》

→基本的な考え方（案）について、非標本誤差の検討、抽出された事業所内の全労働

者を調査することの検討、学歴区分の「短大、高専」の細分化の検討をそれぞれ追加する方向で整理したい。

カ 就業構造基本調査

事務局及び総務省統計局から資料6に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・ 基本的な考え方（案）について、「更なるオンライン調査の利用の促進について、平成29年調査の結果を検証し」とあるが、「平成29年度オンライン調査の本格導入の結果を検証し、更なるオンライン調査の促進に向けて」と表現した方が良いのではないか。
- ・ オンライン調査については、個票レベルでオンライン調査で回答した方のフラグが立っているのであれば、回答状況について検証できるのではないか。
→ 個票データにはフラグが立っているので、オンライン調査の回答状況についても検証していきたい。
- ・ 調査の実施に当たっては、現場でのトラブルがないよう調査員に丁寧な指導を行っていきたい。
- ・ 市町村の説明会において、国勢調査で使用した調査区の地図を活用できないかという意見があった。総務省からは、「閲覧は可能だが転用はできない」との回答をいただき納得しているが、事業所系の調査等では調査区地図を作成せずに実施していることから、調査員や職員の手間を考えたとき、そもそも就業構造基本調査において調査区地図は必要なのかという疑問を持った。
→ 事前に地図を作成すると、地図にない世帯が調査から漏れる可能性があるため、就業構造基本調査では、調査員が調査区内を巡回することとしている。
- ・ 現場の声としては、貴重な意見である。地方自治体の事務負担の軽減につながるように、府省横断的な課題として継続して議論すべきではないか。
→ 予算上の制約、地図会社の著作権等の課題があり、難しい課題であることを御理解いただきたい。

《座長のまとめ》

- 基本的な考え方（案）については、委員から御指摘があったオンラインの箇所を修正したい。

(2) その他

次回の国民生活・社会統計WG会合は、7月21日（金）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>